

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等

(1) 熊本市における内部の推進体制について

本市では、平成11年3月に策定した「熊本市中心市街地活性化基本計画」の進捗について庁内の関係課による検証を重ねてきたが、国のまちづくり三法の見直しの動きや商工会議所など民間団体との意見交換などを通じ、新たな中心市街地の活性化のための計画を策定する必要があると判断し、平成18年5月30日に市の意思決定機関である経営戦略会議において中心市街地活性化基本計画の策定に着手することを決定し、その推進母体として8局からなる「熊本市中心市街地活性化基本計画策定庁内会議」を設置することとした。

(平成18年6月20日設置日)

庁内会議においては、「中心市街地活性化基本計画策定方針」を定め、施策等の取りまとめ、県や民間事業者との連携、各種計画との整合性など計画策定に必要な横断的な検討を行っている。

また、庁内会議の下部組織として、具体的な事業の調整や民間事業者との意見交換など実務面での対応を行う作業部会（課長補佐、係長級で組織）を設置し、十分な協議を重ねながら基本計画の策定に取り組んでいる。

熊本市中心市街地活性化基本計画策定庁内会議及び作業部会構成

役職	庁内会議メンバー	作業部会メンバー
座長	経済振興局次長	
副座長	企画財政局企画広報部長	
副座長	都市整備局技監	
委員	企画財政局企画課長	課長補佐
	〃 局	財政課主査
委員	市民生活局地域づくり推進課長	主幹
	〃 局	生活安全課課長補佐
委員	健康福祉局健康福祉政策課長	主査
委員	環境保全局環境企画課長	課長補佐
委員	経済振興局産業政策課長	課長補佐
委員	〃 商業労政課長	課長補佐
委員	〃 観光政策課長	主幹
	〃 局	熊本城総合事務所整備振興室長
委員	都市整備局都市計画課長	課長補佐
委員	〃 交通計画課長	課長補佐
委員	〃 市街地整備課長	課長補佐
委員	〃 開発景観課長	課長補佐
委員	〃 熊本駅周辺整備事務所次長	主査
委員	建設局住宅建設課長	課長補佐
委員	〃 道路総務課長	課長補佐
委員	教育委員会教育企画課長	課長補佐
委員	〃 生涯学習課長	主幹

さらに中心市街地活性化を積極的に推進するため、平成 19 年度に庁内組織の再編、強化を行う。

(2) 熊本市における取組状況

- 平成 18 年 6 月 27 日 第 1 回中心市街地活性化基本計画策定庁内会議開催
・基本計画策定の取り組みの考え方や設定区域、対象となる事業の抽出、スケジュールについて協議
- 7 月 12 日 庁内会議委員と商工会議所との懇談会
・中心市街地活性化協議会、まちづくり会社の役割、今後のスケジュールについて協議
- 7 月 25 日 第 1 回作業部会開催
- 8 月 25 日 第 2 回中心市街地活性化基本計画策定庁内会議開催
- 9 月 6 日 第 2 回作業部会開催
・中心市街地活性化基本計画策定方針案の作成
- 9 月 20 日 第 3 回中心市街地活性化基本計画策定庁内会議開催
・中心市街地活性化基本計画策定方針案の決定
- 9 月 26 日 経営戦略会議において「中心市街地活性化基本計画策定方針」決定
- 10 月 17 日 商工会議所に策定方針を提示し、ホームページ等で市民等へも周知
- 10 月 23 日 第 3 回作業部会開催
- 11 月 21 日 第 4 回作業部会開催
・中心市街地の現状と課題、基本方針等について協議し、基本計画に掲載する県市事業の確認を行う。
- 12 月 1 日 市町村の中心市街地活性化への取り組みに対する診断・助言事業（経済産業省）によるまちづくり関係者、行政等との意見交換会実施
- 12 月 27 日 第 5 回作業部会開催
・基本計画案について協議し、民間において取り組む事業の内容について情報交換を行う。
- 平成 19 年 2 月 26 日 経営戦略会議において「中心市街地活性化基本計画（概要案）」決定

(3) 熊本市議会における中心市街地活性化に関する審議又は討議の内容

①熊本市議会本会議における中心市街地の活性化に関する一般質問に対する答弁

年月	質疑内容（抜粋）	答弁要旨
平成 18 年 3 月議会	自由民主党 まちづくり三法の改正に伴う中心市街地の活性化において国の認定を受けるためにどのような対応を検討しているのか。	本市では、中心市街地の高度な都市機能を維持するため、上通 A 地区及び手取本町地区の再開発や商店街の環境整備に加えイベントやにぎわい創出のための仕組みづくりも商店街と一緒に取り組んできた。 このようなことから、国の方針が固まり次第、できるだけ早く基本計画の策定に取り組みたい。
平成 18 年 6 月議会	公明党 新たな活性化基本計画においては、熊本城を計画区域に含め、城下町再生を基本理念に計画の策定に取り組むべき。	本市の中心市街地の特徴は、熊本城と隣接する城下町としての歴史的・文化的特色を併せ持つところにあり、基本計画区域の策定にあたっては、熊本城を取り込んだ計画としたい。
平成 18 年 6 月議会	市民クラブ 前回の中心市街地活性化計画と今回の基本計画の違いについて	これまでの市街地の整備改善と商業の活性化に加え、中心市街地の人口増加を図るための「街なか居住の推進」や学校・病院などの「都市福祉施設の整備」、さらには「公共交通機関の利用増進」などを組み合わせた計画であり、併せて、大規模集客施設の準工業地域での立地制限、実現性の高い計画が求められることなどが大きな違いであるが、今計画については、庁内で立ち上げる検討会議で検討を進め、民間で立ち上げる中心市街地活性化協議会に市の方針を示し、民間の事業プランや意見との調整を図って参りたい。

平成 18 年 6 月議会	市民クラブ 本市議会においても昨年（平成 17 年）9 月議会において「大規模小売店舗進出への慎重な対応を求める決議」を採択したところであるが、本市佐土原地区への大規模商業施設出店拒否についての判断根拠について	開発予定区域は、熊本都市計画区域内の市街化調整区域であり、「本市都市マスタープラン」における土地利用の基本方針との整合性や広域交通拠点へのアクセスなど、当該開発計画が及ぼす熊本都市圏の交通影響等から「熊本都市計画区域における計画的な市街地を図る上で支障がないと認められないもの」とはいえず、許可できないと判断した。
平成 18 年 9 月議会	改革 4 年間の総括を踏まえた 2 期目の具体的な公約について	「九州の真ん中から“熊本力”を内外に力強く発信していく」ため、中心市街地の魅力と拠点性向上に取り組む。このため、熊本駅と市電との結節強化を図り、熊本城を核とした観光の振興により「くまもとブランド」を内外へ発信し、新町・古町地区などにおいては、地域住民との協働による城下町の再生に向けたまちづくりを行うほか、オフィスなどの立地促進、新規創業支援にも取り組み、九州の顔となるような、中心市街地の活性化に取り組む。
平成 18 年 9 月議会	市民連合 前回の中心市街地活性化計画との整合性と新基本計画の特徴について	前計画での取り組みについて検証を行いながら、熊本城を取り込んだ区域とすることや、民間事業者や市民による中心市街地の活性化の取り組みを積極的に盛り込むなど本市の特性を活かした計画としたい。
平成 18 年 12 月議会	自由民主党 熊本市産業文化会館一帯の整備における中心市街地活性化基本計画への位置づけについて	桜町地区一帯は、本市交通の拠点であり、熊本城と通町・桜町地区を繋ぐエリアとして大変重要である。今回、同地区一帯の再開発構想が公表されたことは、中心市街地の活性化に大きく寄与するものと期待しており、本市としても積極的に連携協力しながら事業の熟度を高め、基本計画に位置づけたい。

②総合的都市活性化に関する特別委員会

新幹線整備、都市及び経済活性化並びに雇用促進のための総合的な対策に関する調査、議論を行うため設置された委員会において中心市街地の整備などについて検討が行われている。

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) 熊本市中心市街地活性化協議会の概要

熊本商工会議所及び株式会社まちづくり熊本が共同設置者となり、平成 18 年 12 月に「熊本市中心市街地活性化協議会」が設立された。

①協議会の構成員

協議会は、熊本中心市街地の都市機能の増進または経済活力の向上を総合的に推進するために、本市の他、商業、交通その他の民間事業者、教育・福祉、まちづくりの分野における団体等、多様な主体からの代表を構成員として位置づけている。

中心市街地活性化協議会の構成員（順不同）

役職		所 属	根拠法令	所属団体役職	
会 長	1	熊本商工会議所	法第15条第1項第2号（商工会議所）	会 頭	
副会長	2	熊本市経済振興局	法第15条第4項3号（市）	局 長	
	3	熊本商工会議所	法第15条第1項第2号（商工会議所）	副会長	
委 員	4	安政町商興会	法第15条第4項1号及び2号（商業）	会 長	
	5	一新地域商店会連絡協議会	法第15条第4項1号及び2号（商業）	会 長	
	6	駕町通り商店街振興組合	法第15条第4項1号及び2号（商業）	理事長	
	7	上通商栄会	法第15条第4項1号及び2号（商業）	会 長	
	8	熊本駅周辺商店街活性化連絡協議会	法第15条第4項1号及び2号（商業）	熊本駅西商友会会長	
	9	熊本市中央繁栄会連合会	法第15条第4項1号及び2号（商業）	会 長	
	10	下通繁栄会	法第15条第4項1号及び2号（商業）	会 長	
	11	シャワー通り商店会	法第15条第4項1号及び2号（商業）	会 長	
	12	新市街商店街振興組合	法第15条第4項1号及び2号（商業）	理事長	
	13	㈱県民百貨店	法第15条第4項1号及び2号（商業）	代表取締役社長	
	14	㈱鶴屋百貨店	法第15条第4項1号及び2号（商業）	取締役	
	15	九州電力㈱熊本支店	法第15条第4項1号及び2号（地域経済）	執行役員支店長	
	16	西部ガス㈱熊本支社	法第15条第4項1号及び2号（地域経済）	理事熊本支社総務部長	
	17	西日本電信電話㈱熊本支店	法第15条第4項1号及び2号（地域経済）	理事支店長	
	18	学校法人熊本学園熊本学園大学	法第15条第4項1号及び2号（高等教育）	商学部教授	
	19	熊本県立大学	法第15条第4項1号及び2号（高等教育）	環境共生学部講師	
	20	国立大学法人熊本大学工学部まちなか工房	法第15条第4項1号及び2号（高等教育）	代表（工学部教授）	
	21	九州産業交通ホールディングス㈱	法第15条第4項1号及び2号（交通）	代表取締役社長	
	22	九州旅客鉄道㈱熊本支社	法第15条第4項1号及び2号（交通）	支社長	
	23	熊本市交通局	法第15条第4項1号及び2号（交通）	熊本市交通事業管理者	
	24	熊本電気鉄道㈱	法第15条第4項1号及び2号（交通）	代表取締役	
	25	熊本バス㈱	法第15条第4項1号及び2号（交通）	取締役総務部長	
	26	熊本県信用金庫協会	法第15条第4項1号及び2号（地域経済）	会 長	
	27	㈱熊本ファミリー銀行	法第15条第4項1号及び2号（地域経済）	代表取締役頭取	
	28	㈱肥後銀行	法第15条第4項1号及び2号（地域経済）	公務部長	
	29	㈱熊本日日新聞社	法第15条第4項1号及び2号（地域経済）	常務取締役	
	30	特定非営利活動法人おーさあ	法第15条第4項1号及び2号（福祉・教育）	理事長	
	31	㈱エスボン	法第15条第4項1号及び2号（福祉・教育）	代表取締役	
	32	熊本城下のまちづくり協議会桜町地区会議	法第15条第4項1号及び2号（まちづくり）	会 長	
	33	熊本まちなみトラスト	法第15条第4項1号及び2号（まちづくり）	事務局長	
	34	特定非営利活動法人熊本ホスピタリティネットワーク	法第15条第4項1号及び2号（まちづくり）	事務局長	
	35	熊本消費者協会	法第15条第4項1号及び2号（消費者）	副会長	
	36	アリアンス	法第15条第4項1号及び2号（福祉・教育）	代 表	
	37	日本郵政公社（九州支社）	法第15条第4項1号及び2号（地域経済）	九州ネットワークセンター長	
	38	㈱キューネット	法第15条第4項1号及び2号（地域経済）	代表取締役会長	
	39	㈱雇用促進事業会	法第15条第4項1号及び2号（地域経済）	代表取締役	
	40	㈱コソギ不動産	法第15条第4項1号及び2号（地域経済）	代表取締役	
	41	㈱ピーエス不動産	法第15条第4項1号及び2号（地域経済）	代表取締役	
	42	㈱明和不動産	法第15条第4項1号及び2号（地域経済）	代表取締役	
	43	熊本市経済振興局	法第15条第4項3号（市）	次 長	
	44	熊本市都市整備局	法第15条第4項3号（市）	技 監	
	45	熊本商工会議所	法第15条第1項第2号（商工会議所）	専務理事	
	46	㈱まちづくり熊本	法第15条第1項第1号（まちづくり会社）	代表取締役社長	
	ア ド バ イ ザ ー	1	熊本県商工観光労働部		部 長
		2	経済産業省九州経済産業局産業部流通・サービス産業課		課 長
		3	国土交通省九州地方整備局建設部都市・住宅整備課		課 長
4		独立行政法人中小企業基盤整備機構九州支部 地域振興課		課 長	
5		(財)民間都市開発推進機構中心市街地活性化支援室まち再生支援部支援1課		課 長	
6		日本政策投資銀行九州支店企画調査課		課 長	
7		熊本北警察署		署 長	
8		熊本南警察署		署 長	
9		熊本市消防局		予防課長	

協議会の設置者である(株)まちづくり熊本は、都市機能の増進を図る者として、民間事業者と行政が一体となった官民協同のまちづくり会社として設立された。

○(株)まちづくり熊本の概要

【設立】 平成 18 年 12 月 26 日

【資本金】 11,500,000 円

【株主】 熊本市、熊本商工会議所他

出資者	株主数	出資額 (千円)	出資比率 (%)
熊本市	1	2,500	21.7
熊本商工会議所	1	2,500	21.7
熊本県	1	500	4.4
地元商業、交通、金融、その他の企業者	12	6,000	52.2
計	15	11,500	100.0

【事業目的】

- 1.都市基盤整備事業、都市再開発、観光開発及び産業振興事業に関する各種調査、研究、企画立案並びに実施及びコンサルタント業務
- 2.商業地域の市場調査診断に関する業務
- 3.商店街、商店の販売促進のための共同事業、産業振興の為の企画、運営、指導、情報提供 他

②協議会の目的

協議会規約第3条により、協議会の目的は以下のように定められている。

- (1) 熊本市が策定する中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項についての意見の調整及び整理
- (2) 熊本市の中心市街地の活性化に関する事業の総合調整
- (3) 熊本市の中心市街地の活性化に関する関係者相互の意見及び情報の交換
- (4) 熊本市の中心市街地の活性化に寄与する調査研究の実施
- (5) その他中心市街地の活性化に関すること。

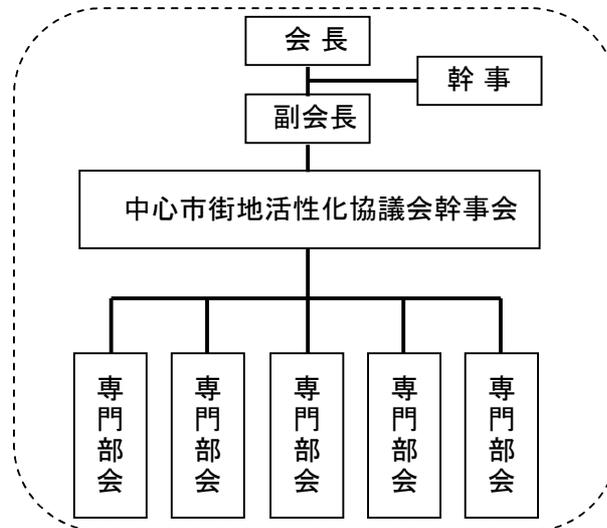
③協議会の組織

上記目的の審議及び承認、また協議会の運営全般に関し必要な事項を定めるため、協議会には幹事会を置き、さらに個別事業等に関する専門的協議及び調整のために、専門部会を組織し、多様な主体が相互連携を図り、中心市街地の活性化に効果的かつ効率的に取り組むこととしている。

専門部会は、現時点で、市街地整備部門、市街地整備部門、都市福利部門、街なか居住部門、商業活性化部門の5部門が置かれている。

中心市街地活性化協議会の組織構成

中心市街地活性化協議会



中心市街地活性化協議会幹事会の構成員

役 職	所 属	所属団体役職
幹 事 長	国立大学法人 熊本大学工学部まちなか工房	代表（工学部教授）
副幹事長	㈱県民百貨店 くまもと阪神	代表取締役
幹 事	学校法人熊本学園 熊本学園大学	商学部教授
	上通商栄会	会 長
	西日本電信電話㈱ 熊本支店	理事支店長
	九州産業交通ホールディングス㈱	代表取締役社長
	㈱鶴屋百貨店	取締役
	熊本市経済振興局	局次長
	熊本市都市整備局	技 監
オブザーバー	経済産業省九州経済産業局 産業部流通・サービス産業課	
	独立行政法人中小企業基盤整備機構九州支部	
	熊本県商工観光労働部 商工政策課	
アドバイザー	㈱人間都市研究所	代表取締役

(2) 会議等の開催実績

①熊本市中心市街地活性化協議会 [※18年12月26日法定化]

開催日	内容
第1回 平成18年11月28日	(1) 熊本市中心市街地活性化協議会設立について ① 協議会規約（案）について ② 協議会構成員及び委員（案）について ③ 会長の選任について ④ 副会長及び監事の選任（案）について ⑤ 幹事会規程（案）について ⑥ 幹事長及び幹事の選任（案）について ⑦ その他 (2) 熊本市中心市街地活性化基本計画概要（案）について
第2回 平成19年2月27日	(1) 熊本市中心市街地活性化協議会設立後の経緯について（報告） (2) 熊本市中心市街地活性化基本計画（素案）について

第3回 平成19年3月5日	(1) 熊本市中心市街地活性化基本計画(素案)について
第4回 平成19年3月20日	(1) 熊本市中心市街地活性化基本計画(案)について (2) 熊本市中心市街地活性化基本計画(案)についての(意見案)について

②幹事会

開催日	内容
第1回 平成18年12月18日	(1) 副幹事長の選任について (2) 専門部会・運営等について (3) 新委員の参画について (4) 熊本市中心市街地活性化基本計画概要について (5) まちづくり会社の設立について
第2回 平成19年1月11日	(1) 熊本市中心市街地活性化基本計画(中心市街地活性化本部への相談結果と課題等)について (2) 交通体系整備部会の報告について
第3回 平成19年1月22日	(1) 熊本市中心市街地活性化基本計画(素案)について
第4回 平成19年2月26日	(1) 熊本市中心市街地活性化基本計画(素案)について
第5回 平成19年3月16日	(1) 熊本市中心市街地活性化基本計画(案)に対する(意見案)について

③専門部会

市街地整備部会、街なか居住部会、商業活性化部会、交通体系整備部会について、それぞれ1回～2回の協議が行われている。

「熊本市中心市街地活性化協議会」(平成18年12月26日設立)は、熊本商工会議所、株式会社まちづくり熊本(平成18年12月26日設立)、本市、民間事業者(商業者、金融機関、交通事業者等)、地権者、地域住民などで構成され、以下の役割を有している。

- ・本市が策定する中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項についての意見の調整及び整理
- ・熊本市の中心市街地の活性化に関する事業の総合調整
- ・熊本市の中心市街地の活性化に関する関係者相互の意見及び情報の交換
- ・熊本市の中心市街地の活性化に寄与する調査研究の実施
- ・その他中心市街地の活性化に関すること

また、本市は、同協議会の構成員でもあり、同協議会の一員として協議会活動を推進していく。

熊本市中心市街地活性化基本計画（案）について（意見）

I. はじめに

熊本市中心市街地活性化協議会は、平成 18 年 11 月に発足した後、その規約等に基づいて幹事会及び専門部会を設置し、熊本市が策定を進めてきた熊本市中心市街地活性化基本計画（素案）や（案）について、公共公益性の観点から関係者の幅広い意見を汲み取ると共に、官民一体となった計画となるよう、慎重に協議し、検討してきました。

その過程では、積極的な協議・検討を図るため、熊本市中心市街地の将来像や基本戦略について試案作成などにも取り組みながら、素案や案に記載された中心市街地の現状及び課題、将来像や整備方針、計画の達成目標、具体的な事業などについて協議しました。

その後、平成 19 年 3 月 12 日に、熊本市長から文書で熊本市中心市街地活性化基本計画（案）に関する意見照会を受けました。そこで、協議会におけるこれまでの討議を踏まえて、次のとおり意見を回答するものであります。

II. 本協議会の意見

基本計画（案）は、旧計画の区域に熊本城域や白川・水道町域を加えた上で、相互に連携する 4 つの地区に区分し、それぞれの地域特性を活かした将来像や整備方針と具体的な取り組みを提示しており、熊本市の中心部が目指す方向を的確に指し示したものとなっております。

とりわけ、400 年の歴史を誇る城下町の基盤を現代に活かすという計画理念のもと、4 年後に迫った九州新幹線鹿児島ルート全線開業という地域が直面する大きな変動要因を踏まえて提示された、「人々が活発に交流しにぎわうまちづくり」、「城下町の魅力があふれるまちづくり」、「誰もが気軽に訪れることができるまちづくり」という 3 つの中心市街地活性化基本方針も、簡潔で分かり易く、また、地域の個性や可能性を適切に反映していると思われまます。

また、施策展開に際しては、3 つの基本方針それぞれに数値目標を掲げると共にその実現に向けた事業リストを整理しています。これにより、戦略的な事業展開が期待されるのはもとより、市民の目で目標達成状況を継続的に確認しながら、事業を調整し追加するなどフォローアップに取り組み易くなっている点でも、この計画（案）が期間内における中心市街地活性化に寄与すると期待できます。

設定した指標や提案された事業、特に民間事業やまちづくり会社に期待される役割など、若干記載が不足した点が残されているとの意見も出されましたが、本協議会では、以上のとおり、提示された計画の内容や 5 年という計画期間における実現可能性とその効果などを総合的に判断して、この基本計画（案）が概ね妥当であるとの結論にいたりました。

なお、今後の基本計画の実施にあたって、配慮をいただきたい事項を付記します。

付 記

1. 総括的事項

(1) 広報及び広聴

熊本市の中心市街地の活性化には、各層の市民、県民はじめ、関係者の積極的な協力関係の構築が欠かせないことから、それらの関係者に対して中心市街地の果たす役割や重要性について十分理解が得られるように広報や公聴等について配慮していただきたい。

(2) 推進体制

推進体制についての具体的な方策を講じるとともに、本協議会における事業推進体制の一層の充実について積極的な支援をお願いしたい。

2. 個別事業等

(1) 市街地整備について

今回の基本計画（案）には、計画の熟度の関係で具体的な事業として掲載できなかった民間事業も数多くあり、次年度以降も、熟度が高まった民間事業を洗い出し、必要性や重要性の観点から適宜、計画に追加掲載ができるよう国への申請体制の整備も併せてお願いしたい。

既に建物が密集した市街地では、共同建替えや再開発の事業性担保が困難なケースが少なくないことから、周辺公共空間の魅力向上に支援する一方で、必要に応じて特例的な高さ制限、容積率等の緩和が図られるような配慮をお願いしたい。

(2) 商業の活性化について

空洞化が現実味を帯びる中で、都市的楽しみの場としての中心市街地の魅力を失わないためには、街区や通り毎に活動する業種を戦略的に選択してまちの個性を演出すると共に、賃料設定の工夫で空き店舗や空地の増加や恒常化を防ぐため、大型商業施設の常識であるエリア・マネジメントやテナント・リーシングなど、組織的な不動産管理が不可欠だとされている。

事業化が難しいことから今回の計画では言及されていないが、その重要性について協議会構成員の認識を深めることはもとより、不動産所有者の啓発等を急ぐべきであると考えます。

(3) 交通体系整備について

超高齢化社会の到来、環境負荷の軽減等、社会的に配慮すべき事項を勘案すると、交通体系に関しては、L R T等の整備推進による公共交通体系の改善・整備が必要であることから、その実現に向けて積極的な支援をお願いしたい。

また、中心市街地内街の周辺施設との連携、回遊性向上を目的としたアクセス改善、公共交通網の再編整備等に関しても併せて講じられたい。

[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進

(1) 市民・商業者・まちづくり関係者の活動状況

本市においては、旧中心市街地活性化法に基づく基本計画の策定以降、中心市街地の各地区でまちづくりに係る団体が次々に組織され、商業者のみならず、大学の教員や学生、NPO団体等、多様な主体が係わった活動が積極的に展開されている。

○熊本市中心商店街等連合協議会

平成16年12月に中心市街地の4つの商店街（上通商栄会、下通繁栄会、新市街商店街振興組合、中央繁栄会連合会）が団結し、「熊本市中心商店街等連合協議会」を設立し、中心市街地の魅力向上のため平成17年7月と10月に合同イベントを開催した。さらに、平成18年4月には新たに、駕町通り商店街振興組合、安政町商興会の2つの商店街が加入し、通称6商協として、平成18年5月に本市で開催された「世界女性スポーツ会議くまもと」の歓迎イベントを実施するなど、行政と連携を図りながら中心市街地におけるまちづくり活動に取り組んでいる。

○熊本大学「まちなか工房」

熊本大学工学部が、平成17年度文部科学省特別教育研究費の「ものづくり創造融合工学教育事業」の一環として、中心市街地に「まちなか工房」を開設し、建築学科、社会環境工学科の教員、学生等が活動している。まちづくりについて臨床的に学習、研究し、地域商店街や地元住民と一緒にまちづくり構想の実践に挑戦する等の取り組みが行なわれている。



平成17年度は、①白川を中心としたまちづくりプロジェクト ②熊本電鉄の市電乗り入れ・LRT化による熊本電鉄再生及び中心市街地活性化プロジェクト ③中心市街地の公共空間整備計画プロジェクト ④ネットワークを利用した創造的会議技術開発プロジェクト の4つの研究プロジェクトが行われた。

平成17年7月から、商店街や熊本市などの地元関係者はもとより、街なかの近未来に関心を持つ市民も参加して、毎月一回、「まちづくり学習会」を開催している。郊外大型ショッピングセンターや他都市との競争が激しくなる中で、街なかのにぎわい創出に向け、「まちなかビジョンとその実現に向けたアクション」をまとめるのが学習集会の開催



まちなか工房まちづくり学習会の風景

趣旨である。

平成 17 年 11 月には約 200 名の市民参加者のもと、商店街と工房、熊本市の共催で、金沢市、岡山市の中心商店街リーダーや都市計画専門家を招いて討論会を開催した。「郊外ショッピングセンターは明確な指令系統を持って、施設の空間づくり販売促進活動に取り組んでおり、街なかが郊外ショッピングセンターと競争していくためには、まちとしての戦略的取り組み体制づくりが必要だ」という話題は、参加者に大きなインパクトを与えている。

平成 18 年 8 月には、6 つの商店街組織と 2 つの百貨店、大手企業、行政、大学も加わって、地元のまちづくり活動に取り組むコンソーシアム「すきたい熊本協議会」が発足した。工房も特別会員として、調査や計画立案支援などを行っているところである。

このような取り組みが評価され、全国都市再生まちづくり 2006 においては、まちなか工房の「地域と連携したまちづくり」が、まちづくり大賞に選ばれた。

近年における郊外大型店の立地などに起因して、地元の商店街関係者との危機意識とともに、組織連携の気運が高まったことで、まちづくりに向けた組織連携の核として、中心市街地におけるまちなか工房の役割は確立されつつあり、今後も地域貢献、地域連携に向けた取り組みの効果は確実に発揮されていくものである。

○熊本まちなみトラスト

熊本の城下町には江戸時代初期の加藤清正時代の歴史遺産（河川、石垣、町割等）、江戸・細川藩時代の歴史遺産（武家屋敷、町屋、工芸、祭・芸能・食等の無形文化）、明治・大正、昭和の近代化遺産が 3 層をなして蓄積されている。熊本まちなみトラストは、これらの歴史的な遺産の活用を促進し、人々の記憶の継承を基本理念としている市民団体である。

大正 8 年に建造された「旧第一銀行社屋」（写真）の保存運動（講演会、シンポジウム、パネル展、署名集め）をきっかけに設立された会員 60 名の市民団体で歴史的建造物の保存や中心市街地の活性化、地域住民のまちづくりへの参加等に取り組んでいる。



写真 : 旧第一銀行

平成 12 年には、国の合同庁舎移転に伴い取り壊されることとなった赤レンガ工場（旧熊本紡績、明治 27 年～）に対して、実態調査を実施し、保存に向け関係行政機関へ働きかけた。その結果、一部ではあるが熊本学園大学内に移築され、「産業資料館」として活用されることとなった。また、同工場内にあった木造診療所も金峰山山ろくに移築される

こととなった。

平成14年には、JR高架化に伴い取り壊される予定のJR上熊本駅舎（大正2年～）に対して、自治会、商店街とともに「活かす会」を組織し、駅コンサートや署名活動など諸活動を実施した。結果、市電電停の上屋として一部が移築保存されることとなった。

平成15年度には、まちなみトラストが取り組んだ「河原町プロジェクト」が全国都市再生モデル事業に選定（644件の応募のうち171件選定）された。この事業は、新町・古町地区内にある、河原町の旧問屋街（約8割が空き店舗となっている繊維問屋街）の再生策であり、若手起業家をあっせん・誘致し街の活性化を図ったものである。全国都市再生モデル事業選定後、動きに弾みがついて、河原町には出店者が次々と増え、現在20店舗以上の集積となり、商店街組織（河原町文化研究所）も設立され、定期的にフリーマーケット等のイベントを開催するまでに至っている。

また、平成17年には、熊本城の横を流れる坪井川で、60年ぶりに精霊流しを復活させ、地域住民はもちろんのこと、行政や企業等多様な主体が参画し、一人ひとりが「まちに意識を向ける」契機になっている。

（中心市街地活性化への寄与）

このようなまちなみトラストの中心メンバーの活動は、特に新町・古町地区において、「官民協働のまちづくり」の実践という形で地域住民にひろがってきており、例えば、地域（歴史）資源の復元整備にかかる勉強会の開催、また、平成18年には、城下町を訪れる人々に対する地図、ガイドマップの提供やまち歴史案内などのサービスの実施、加えて、回遊性向上を図る「まちの駅」が地元店舗等の協力により24箇所で開催されたところである。

今回の基本計画で取り組む「熊本駅都心間協働のまちづくり推進事業」は、このような地域住民主体のまちづくりを支援、推進するもので、熊本城を有する城下町の魅力向上を図り、中心市街地の活性化を図っていくものである。



○すきたい熊本協議会

中心市街地のまちづくりについて検討を行うため、熊本市中心商店街等連合協議会（6商協）をはじめ百貨店（鶴屋・くまもと阪神）やバス事業者（九州産交グループ）などの地元企業や大学（熊本大工学部まちなか工房）、行政等で構成する組織を平成18年8月に設立した。

組織の活動内容としては、

- ①安全・安心な街環境の整備
- ②中心市街地をめぐる交通体系の研究・提言

③地域一体の魅力づくり（魅力的な集客イベントの開催）

をテーマに取り組んでいる。

平成 18 年 11 月 17 日～平成 19 年 1 月 31 日まで「中心市街地イルミネーション“光のページェント”」、平成 18 年 12 月 14 日に「熊本電鉄線の利用促進・都心結節とまちづくりを考えるシンポジウム」を開催、平成 18 年 12 月 24 日には交通社会実験「クリスマスイヴは電車に乗って街へ行こう」を実施し、100 円均一料金やパークアンドライドの実践を行った。商店街としては、参加者へのクリスマスプレゼント提供の他、60 を超える協賛店の独自の割引や無料サービスを実施し、全駅で通常時の 3 倍を超える利用実績があった。（実験結果については共催の「まちなか工房」で取りまとめを行っている。）

○熊本城下のまちづくり協議会桜町地区会議

平成 17 年 10 月に桜町界隈の企業、自治会、公有施設等により、熊本城と城下町の魅力を活かした地域づくりに取り組むため発足。

- ①歴史と伝統ある「城下町くまもと」の創出
- ②城下町らしいまちなみの創造
- ③坪井川を活かした取り組み
- ④中・長期のまちづくりビジョンの策定

に取り組んでいる。

平成 18 年度は 4 月 1 日・2 日開催の「桜町さくらまつり」、10 月 15 日・16 日で実施された竹灯籠で幻想的に街を照らす「みずあかり」、また平成 18 年 11 月 17 日～平成 19 年 1 月 31 日まで「中心市街地イルミネーション“光のページェント”」を実施している。

○サムライ祭

平成 17 年の地元テレビで放送された「高校生と熊本市長及び商店街で、これからの熊本について話し合う」という趣旨の特別番組の中において、一人の高校生の「高校生が中心となって、街の繁栄のために何かやりたい」との発言から始まった高校生による中心市街地の活性化イベント。

- ① 熊本市街地の活性化のために
- ② 熊本のシンボルである熊本城に貢献するために
- ③ モラル向上のために

を趣旨に開催している。

平成 17 年に 4 つの高校の有志で第 1 回を開催し、今年は 11 校に拡大し第 3 回目を開催した。通町・桜町地区において、「一斉清掃作業」、「駐輪場案内」、「アーケード内への自転車乗り入れ禁止の呼び掛け」、「バザール」、「出し物（ダンス・パフォーマンス等）」などを展開し、サムライステージ 2007 においては、熊本市長や商店街店主を加え、中心市街地の活性化について論議がなされた。

高校生の郷土愛を育み、中心市街地活性化を図る将来のオピニオンリーダーを育てる取り組みとして熊本市も後援を行っている。

○「安全安心のまちづくり」の取組み

繁華街等において、市民や観光客の方々が安心して過ごせるまちづくりを進めるため、平成18年6月に制定した「犯罪を防止し安全で安心なまち熊本市をつくる条例」を契機に平成19年度に「特定非営利活動法人日本ガーディアン・エンジェルス」熊本支部の設立することとしている。

これは、中心商店街等の支援の下、商店街の青年部を中心として取り組むもので、犯罪・非行を防止するためのパトロールや地域における安全活動の支援などを通じて、本市中心市街地の活性化の前提となる「安全安心のまちづくり」の推進に寄与することを目的として活動していく。

(2) 客観的現状分析、ニーズ分析

本計画の策定にあたっては、熊本市や中心市街地の社会経済的な環境の変化を踏まえ、熊本都市圏、熊本市、中心市街地といった地域別の分析、並びに、人口・土地利用、商業・業務機能、観光・コンベンション、公共公益施設、交通、安全・安心といった分野別の統計的データ、既存検討・研究資料等による客観的な把握・分析を行っている。

(1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針 [4]、[5]、[6]に記載 P10～P35)